

阿久根地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 4 月 1 日

阿久根地区消防組合消防本部
消 防 長 牟 田 昇

阿久根地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、阿久根地区消防組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課総務係を中心とし、本計画の制定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条の規定に基づき、総務課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

本計画の期間内において、女性職員数を 2 人以上にする。

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

消防職員採用試験の受験者の総数に占める女性の割合を 10%以上にする。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇所得率並びに平均取得日数

令和 12 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 80%以上にする。

(4) 年次有給休暇の取得率及び平均日数

令和 12 年度までに、年次有給休暇を年間 10 日以上取得する職員の割合を 80%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3 で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合及び採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

本消防組合における消防職員の採用試験は、構成市町（阿久根市及び長島町）で実施していることから、構成市町と協議・調整を行い、男女を問わず採用予定であるこ

とを明確にし、広報誌、ホームページ等を活用して幅広く公募するとともに、各種学校等に募集案内をする。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに平均所得日数
管理職員の意識改革を促進し、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくる。

(3) 年次有給休暇の取得率及び平均日数
年度当初に、年次有給休暇の取得目標を定め、職員への周知を図る。

5 女性の活躍に関する情報の公表

毎年度4月中に、前年度の女性の活躍に関する取組と結果をホームページで公表するとする。